

役員報酬規程

〔 24規程第7号
平成24年4月1日 〕

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人高輝度光科学研究センター（以下「財団」という。）の定款第26条の規定に基づき、財団における役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、定款第20条に規定されたものとする。
- (2) 常勤理事とは、評議員会で選任された理事のうち、定款第20条第2項に規定する理事長、同第3項に規定する業務執行理事である専務理事、常務理事及び理事をいう。
- (3) 非常勤理事とは、理事のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、通勤手当、職務の遂行に伴い発生する実費相当額の交通費（宿泊費等を含む。以下同じ。）及び経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員は、無報酬とする。但し、常勤理事及び監事へ報酬等を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬等は、基本給、賞与及び退職慰労金とする。
- 3 監事の報酬等は、定款に定める職務の執行に対する基本給とする。
- 4 常勤理事が退任若しくは死亡し又は解任されたときは、その在任期間に応じ評議

員会で別に定める役員退職慰労金規程に基づき退職慰労金を支給することができる。

(報酬等の総額及び基準額)

第4条 定款第15条第2項第2号に基づく常勤理事及び監事の報酬等の額は次の各号に掲げるところとする。

- (1) 常勤理事の年間報酬等（退職慰労金を除く）の総額は、7,500万円以内とし、月額基本給額は、別表1「常勤理事月額基本給基準額」のとおりとする。
- (2) 監事の年間報酬等の総額は、300万円以内とし、基本給は一日につき、35,000円とする。

(基本給の決定)

第5条 前条の規定に基づいて、各常勤理事に支払う基本給は、理事会の決議による。

(支給定日及び支給方法)

第6条 常勤理事の基本給、賞与、通勤手当及び監事の基本給は、法令に定めるところにより、控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接、又は本人が指定する本人名義の銀行等の口座への振込みにより常勤理事及び監事に支給する。

- 2 常勤理事の基本給及び通勤手当の支給日（以下「支給定日」という。）は、毎月18日（その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）とする。
- 3 常勤理事の基本給は、前項の支給定日において、当月1日から起算し、当月末日を締切日として計算した当月分の基本給を支給する。
- 4 常勤理事が、基本給の支給定日以降月末までに、基本給について異動を生じたときは、翌月の支給定日において増額又は減額して支給する。
- 5 常勤理事が、当該月5日以降月末までに新たに任命されたときは、任命当月分の基本給については、翌月の支給定日に支給する。
- 6 常勤理事が病気等により職務の遂行ができない場合の基本給は、その任期が満了するまで又は解任されるまでの間は、理事会の決議により減額することができる。
- 7 監事の基本給は、当月分を翌月18日（その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）に支給する。

(新たに常勤理事となった者の基本給)

第7条 月の中途において、新たに常勤理事に任命された者に対する任命当月分の基本給の額は、第5条で決定した額を、当該月の財団の休日以外の日数で除して得た額に、その者が常勤理事となった日からその末日にいたるまでの財団の休日以外の日数を乗じて得た額とする。

(常勤理事でなくなった者の基本給)

第8条 常勤理事が退任し又は解任されたときは、当月分の基本給は、日割計算によって支給する。この場合の計算方法は、前条の規定を準用する。但し、常勤理事が死亡したときは、死亡の当月分の基本給は、その全額を支給する。

(兼務役員の給与)

第9条 常勤理事が財団の職員の役職を兼務する場合にあっては、当該役職に係る職員としての給与は支給しない。

(賞 与)

第10条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在任する常勤理事並びに支給日の属する月の前月1日から基準日の前日までに退任した常勤理事に対し、第2項で定める額に別表2の在任期間の割合を乗じて得た額を支給する。

2 賞与の額は、基本給の月額に100分の145を乗じて得た額に、理事会の決議を経て、6月に支給する場合においては100分の140を、12月に支給する場合においては100分の155をそれぞれ上限とする割合を乗じて得た額とする。

(費 用)

第11条 財団は、役員がその職務の遂行に当たって発生する費用については、その実費又はその相当額を支給することができる。

2 役員の通勤手当及び交通費の支給方法は、財団の職員の例を準用する。

(端数の取扱)

第12条 この規程の各条項によって算出した金額に50銭未満の端数があるときは、そ

の端数金額を切捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、その端数金額を1円として計算する。

(改正)

第13条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

別表1 「常勤理事月額基本給基準額」

理事長	900,000円以上	1,000,000円未満
専務理事	800,000円以上	900,000円未満
常務理事	750,000円以上	850,000円未満
理事	650,000円以上	750,000円未満

別表2 「在任期間の割合」

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 設立の登記の日の前日に財団法人高輝度光科学研究センター（以下「旧法人」という。）に在任する常勤理事であって、登記日以降引き続き財団の常勤理事となった者の在任期間は、その者の旧法人の常勤理事としての在任期間を財団の常勤理事としての在任期間とみなす。